

葉たばこ専売制度の確立過程

耕作地区域の設定と耕作制限について

中 尾 鉦 (農林経済学研究室)

Hiroshi NAKAO

Establishing process of the Tobacco monopoly system

は し が き

この研究は、さきに発表した「島根県たばこ耕作史」[※]第1部第6章及び第11章の補足をなすものである。本調査にあたり、多大の便宜をはかれた日本専売公社本社図書室主任加藤頼章氏に対し、深厚なる感謝の意を表す。

1. 専売法施行初期の葉たばこ耕作

葉煙草専売法は、明治29年3月法律第35号をもって公布され、同31年1月から施行された。この法律の大意は、耕作者が収穫した葉たばこはすべて政府が収納し、これに一定の収入率を乗じて、民間のたばこ製造業者に販売しようとするものである。したがって耕作者は、収穫した葉たばこを自家消費したり、業者に直接売却することを禁止され、製造業者は政府から払下げを受けた葉たばこでなければ、原料として使用することが出来ないことになった。

法案が第9帝国議会で提出されたのは、明治29年1月であったが、当時の与論は同法案の成立に対し反対又は悲観的であって、ことに耕作者にとっては専売制度の趣旨は容易に理解されなかった。このため、明治31年度の葉たばこ耕作反別は、前年にくらべて相当後退した。専売局第1回年報書(明33年3月7日刊)は、専売制実施初年度の耕作の模様をつぎのように報告している。

「葉煙草専売法ハ明治三十一年一月一日ヨリ施行シタルト雖トモ明治三十年度三十一年一月以降同年三月ニ至ルノ間ハ僅カニ本法施行以前ヨリ持越ニ係ル葉煙草ノ処分ヲナシタルニ過キスシテ全ク本法ノ適用ヲ受ケ葉煙草ヲ耕作シタルハ実ニ本年度ニアリス 而シテ本年ニ於ケル全国葉煙草耕作総反別ハ二万六千二百七十六町歩余ニシテ此筆数六十八万九千四百余筆耕作人員三十四万七千二百余人ナリ又之ニ対スル収穫量目ハ八百二十七万八

千百余貫ニシテ即チ反別ハ一筆平均三畝余歩一人平均七畝余歩ニ当リ収穫量目ハ一反歩平均三十二貫一人平均二十四貫ニ当レリ 今之ヲ前年ノ実績ニ比較セントスルモ即チ本法実施以前ニ係リ精密ナル調査ヲ遂クルコト能ハサリシト雖モ各種ノ資料ニ徴シ僅カニ其反別収穫量目及一反歩平均量目ヲ知ルコトヲ得タルヲ以テ試ミニト比較スレハ耕作反別百八十九町歩余収穫量目百三十五万七千七百余貫一反歩平均量目四貫余ヲ減少セリ 之レ本法施行初年ニ係リ耕作者ニ於テ未タ新法ヲ了得セス從ツテ作付ヲ休止シタルモノアリシ為メ其反別ヲ減少シ又耕作期ニ於ケル氣候適順ナラス生育ノ盛時ニ甚シキ降雨ノタメ肥料ノ効果ヲ減セラレ或イハ苗床中ニ降雨ノタメ損傷ヲ受ケ或イハ移植後旱魃ノタメ生長ヲ妨ケラレ次テ数次ノ風害等アリシカ為メ其収穫ヲ減少セシニ由ル……」

しかるに翌明治32年度にいたって様相は一変し、耕作町村、耕作人員、耕作反別等が激増した。その理由は、専売法による政府の葉たばこ買上条件が意外に良好であるとして、耕作者の好評を博したことであった。

耕作者に歓迎された買上条件とは、

- (1) 賠償価格が前もって公示される
- (2) 賠償金は即時確実に支払われる
- (3) 賠償価格は生産費を償い、他作物との均衡を考慮して決定される
- (4) 等級は1包ごとに品質に応じて決定される
- (5) 量目の秤量が正確である

等であった。

専売局第2回年報書は、明治32年度の耕作反別拡張の状況をつぎのように報告している。

「……之ヲ前年度ニ比較スレハ耕作町村数は於テ八十七個町村即チ六分二厘耕作反別ニ於テ一萬五千九百余町歩即チ三割七分余筆数ニ於テ四十五万七千七百余筆即チ三割九分余ヲ増加セリ其理由ハ前年度ニ於テハ専売法施行ノ初年ニシテ耕作者ハ同法ニ依レル各自ノ得失ヲ顧慮シ其耕作ヲ休止シタルモノ多カリシモ実施後ノ状況ニ

※ 安達生恒, 中尾鉦, 武内哲夫共著 (昭和34年6月刊)

微シ秤量及賠償金ノ正確ニシテ作柄ノ良否ニ依ルノ外収益變動ナキヲ覺リ従前ノ産地非産地ノ別ナク地味ノ如何ヲ問ハス經驗ノ有無ヲ論セス競テ作付ヲ増加シ又ハ新規耕作ヲ為セシ者多カリシニ由ル……」

専売制実施直後における以上のような耕作反別の拡張は、主として小産地零細耕作者の増加によるものであったので、葉たばこの品質悪化、規格の不統一等のみならず、生産過剰のおそれも生じ、政府はその収納、取締り、需給の調節等に関して、多大の不便困難をこうむるにいたった。煙草専売史はこれらの弊害についてつぎの如く論じている。

「法実施ノ初年ハ一般ニ其ノ施行ノ結果ヲ危惧シタル際ナルヲ以テ其ノ生産額ハ過多ノ現象ヲ見ルニ至ラス幸ニ需給ノ平均ヲ得タリ而シテ耕作者ハ其ノ収納実績ノ正確ニシテ葉煙草ノ耕作ハ他作物ニ比較シ大ニ利益アルヲ見ルニ及ヒ次年度ノ耕作反別ハ俄然トシテ急劇ニ増加シ耕作ニ経験ナキ者共モ皆争ウテ葉煙草ノ作付ヲ為シタルヲ以テ耕作地ハ各所ニ無制限ニ瀰蔓シ為メニ反別ハ忽然トシテ前年ノ二倍トナレリ……」

若シ此趨勢ニ放任シテ顧ル処ナクハ其増加ハ予メ知ルヘカラス政府ハ如何ニスルモ其ノ年々ノ過剰ヲ処分スルヲ得サルナリ是決シテ等閑事ニ非ス又此反別増加ノ一面ニハ左ノ悪結果ヲ生シタリ

一、収納量目ハ取扱上ノ必要ニ依リ一ノ包装ヲ略六貫目ニ一定セシムルコトトシ居レリ而シテ包装ハ種類、等級、葉分、乾燥、区分ニ依リ區別セサルヘカラスアルヲ以テ耕作人毎ノ収納ニハ相当ノ量目ヲ有セサルヘカラス然ルニ小耕作点在ノ結果ハ勢其反別モ亦分散セラレタルヲ以テ是耕作人ノ収穫ヲ区分シテ々種類葉分別ニ依ラシムルキハ一包ノ量目ハ極メテ少量トナリ或ハ全ク包ヲ為スコト能ハサルニ至ルモノアリ

一、各地ニ散点シタル葉煙草ヲ収納スルニハ遠近ノ里程ヲ案シ各地ニ取扱所ヲ置カサルヘカラス而シテ納付ノ数量ハ少量ニシテ包装ノ分割ハ徒ニ多シトセハ取扱ノ費用ハ増加シ差益ニ影響スルコト少カラサル結果トナル

一、耕作瀰蔓ノ結果ハ其氣候土性ノ適否等ヲ撰ムニ暇アラス故ニ不適當ノ地ニ不適當ノ種類ヲ耕作シタルモノ多クシテ其品質ハ劣悪トナリ其種類ハ混乱シ延ヒテ煙草一般ノ利益ヲ沮廢スルニ至ル

一、耕作地域ノ放漫ト共ニ政府ノ取締区域モ亦拡張セサルヘカラス拡張ノ区域中管理若シ及ハサルモノアラハ犯罪ノ事実ハ忽チ生ス……」

2. 法の第1次改正

明治32年3月、政府は葉煙草専売法の改正をおこなった。改正のいきさつ及び改正法の大綱について、煙草専

売史の記述を見よう。

「現行法ニハ不備ノ点甚タ多クシテ其結果誠実ナル耕作人又ハ煙草営業人ヲシテ苦痛ヲ感セシムルコト少ナカラス且ツ又内産ノ葉煙草ノミヲ以テ本法ノ範圍トセハ外国煙草輸入ノ為メ其ノ価格ニ不均ヲ生シ大ナル不利益ヲ受クル結果トナルヘシ故ニ之カ衡衡ヲ保タシムル為メ外国ヨリ輸入スル葉煙草モ均シク政府ニ買取シテ同一ノ払下率ヲ課スヘキコトトセリ政府ノ提出シタル改正案ニ対シテハ委員会ハ大体ニ於テ可決シタルト同時ニ増補修正ノ必要アルヲ認メ左ノ改正ヲ追加シタリ

一、煙草耕作ノ段別ニ制限ヲ加ヘ区域ヲ定メ及ヒ葉煙草耕作ノ種類ニ制限ヲ加フ

蓋葉煙草ノ性質タル土地氣候ノ適宜ヲ得ルニアラスンハ良品タラシムルヲ得ス今若シ氣候風土ノ適否ヲ問ハス無制限ニ耕作セシムルキハ其品質ヲ劣悪ニシテ價格モ亦低下スヘク其ノ極葉煙草ノ名産地ヲシテ非常ノ損害ヲ蒙ラシムルニ至ルヘシ且ツ政府ハ其ノ資金ト貯蔵倉庫トニ自ラ限りアリ此ノ限アルノ資金ト倉庫トヲ以テ限ナキノ葉煙草ヲ買取セントセハ自ラ其ノ処置ニ苦マサルヲ得ス故ニ此耕作地ノ区域ヲ定メ又政府ハ其ノ届出ニ因テ段別或ハ葉煙草ノ種類ヲ取捨増減スルニ非ラスシハ到底本法ノ目的ヲ達スルヲ得サルヘシ……」

改正案の骨子は、以上に記述されている、葉たばこ耕作の区域、反別、種類の制限だけでなく、たばこ製造業、葉たばこ売買業の免許制と、葉たばこ代用品の使用禁止の3点を主眼とするものであった。すでに明治29年1月、葉煙草専売法案がはじめて帝国議会に提出される時、耕作制限に関する規定が、第5及び第6条としており込まれていた。しかるに衆議院の審議は、これらの規定を耕作の自由な発達を阻害するものとして削除修正した。今回の改正法案の主眼たる耕作地区域、反別及び種類等の制限は、さきに削除された規定の復活と考えられるものである。

明治32年3月1日、法律第28号をもって、葉煙草専売法の改正が公布された。このうち、第5条、第6条に關し、政府の發表した改正理由を見れば、

第5条 政府ハ予メ葉煙草耕作地ノ区域ヲ定ムルコトヲ得

但官費又ハ公費ヲ以テスル葉煙草試作地ハ此ノ限ニアラス

理由 葉煙草耕作地ハ最モ土性氣候等ノ關係ヲ有ス然ルヲ漫ニ各所少許ノ耕作ヲ為スニ委スル時ハ一般耕作上ノ得失ニ關スルノミナラス本法施行上管理方ニ於テモ支障少カラサルヘキヲ以テ其耕作ノ散漫ニシテ官民ノ得失相償ハサル如キモノハ其地区ヲ制限シ

適当ノ産地ヲ定メントス 但官費又ハ公費ヲ以テスル試作地ハ此ノ限外トス

第6条 葉煙草ヲ耕作セムトスル者ハ政府ノ指定シタル期限内ニ毎年耕作スヘキ葉煙草ノ種類土地及段別ヲ政府ニ届出ツヘシ其届出事項ヲ変更シタルトキ亦同シ

政府ハ葉煙草ノ需要供給ノ如何ニ依リ前項ノ種類及段別ヲ制限スルコトヲ得葉煙草耕作者ニシテ本法ニ違犯シ葉煙草ヲ耕作シ又ハ譲渡シ若クハ消費シタルトキハ其情状ニ依リ政府ハ三箇年以内葉煙草ノ耕作ヲ禁スルコトヲ得

理由 現行法ニ於テハ葉煙草ノ耕作ハ単ニ届出ノミニシテ夥多ノ耕作ヲ為シ其供給ノ需要ニ超過スコトアルモ之カ平衡ヲ得セシムルノ制ナシ然ルニ目下耕作ノ状況ヲ視ルニ頗ル増殖ノ勢ヲ示シ其結果必ス葉煙草価格ノ暴落トナリ大ニ耕作者ニ影響スルニ至ルヘキノミナラス政府ハ総テ之ヲ賠償セサル可カラシテ専売事業上頗ル困難ニ陥ルヘシ

3. 耕作地区域の設定

改正法第5条によって政府は葉たばこ耕作地の区域を指定しうることになった。まず、区域設定の準備として諸般の調査がおこなわれたのであるが、調査心得によると、

「耕作地区域ハ一町村葉煙草耕作段別五町以上一人平均五畝以上畑段別ニ対スル葉煙草耕作段別千分ノ十五以上ノモノヲ基礎トシ此資格アル地ニシテ相接続スルモノヲ一団トナシ其ノ耕作段別百町歩ニ達シタルモノヲ耕作区域トナシ尚地形上此区域ト分離スヘカラサルモノハ煙草ノ有無土質及氣候将来煙草作ノ得失等ヲ斟酌シテ編入スルヲ本則トシ以上ノ資格ヲ有セサルモ葉煙草耕作上特殊ノ事情アルモノ仮ヘハ従来著名ノ産地タルコト其ノ品質佳良ニシテ需用広く将来見込アルコト本法施行前ヨリ販売ノ為メ耕作ヲナシ煙草ノ耕作ハ生計上欠クヘカラサルモノナルコト或ハ特殊ノ事情ニヨリ低廉ノ生産費ニテ良質ノ煙草ヲ産スルコト等アラハ調査ノ上特ニ耕作地区域ヲ設定スルヲ得セシメタリ……」と規定されている。

政府はこの設定基準によって、全国の耕作地をつぎの3種に区別する方針を定めた。

- (1) 調査心得の所定要件を全部そなえ、耕作地として適格であるもの。これに対しては永久の産地として保護奨励を加えるものとする。
- (2) 所定の要件をみたしておらず、将来発達の見込はないけれど、急激に除外して耕作廃止をすると、産地の経済に悪影響をおよぼすおそれのある地域については、しばらく区域中に編入しておくものとす

る。

- (3) 本法施行後の新産地もしくは従来自家用の目的をもって耕作したもの、或いは耕作反別がわずかで、全く耕作地を形成していないもの等に対しては、これを廃止して、区域外とする。

耕作地区域設定の調査は明治33年9月に完成したので、翌年度の耕作届書の提出期に先だって、同年11月12日勅令第396号をもって耕作地区域の設定が公布された。

勅令

朕葉煙草耕作地区域ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十三年十一月十日

大蔵大臣 子爵 渡辺国武

勅令第三百九十六号

葉煙草専売法第五条ニ依リ葉煙草耕作地区域別表ノ通之ヲ定ム

〔別表〕

葉煙草耕作地区域表	島根県
八東郡ノ内	波入村 二子村
大原郡ノ内	日登村 佐世村
仁多郡ノ内	布施村 三沢村 温泉村
飯石郡ノ内	一宮村 三刀屋村 鍋山村 飯石村 中野村 田井村 掛合村 多根村 松笠村

(註) 時治33年11月12日、官報第5210号

他府県の区域については省略する

このようにして島根県の葉たばこ耕作地区域は、当初4郡16カ村にわたって設置されたのである。

4. 区域設定の効果

政府は耕作地区域の設定にさきだち、全国の葉たばこ産地について詳細な調査をおこなった。この調査の第一の目的は、存置すべき産地と廃止すべき産地を明確に区分して、将来の産地整理の基礎資料を得ようとするものであった。

調査の結果、葉たばこの産地として認められた地域は142カ所、町村数で2,521、産地を形成しない零細耕作の町村は実に4,297の多きに上がった。この中から、前述「設定標準」の要件をみたして適格と認められる地域を耕作地区域として指定した。存置すべき産地のうち、100町以上の集団耕作地が62カ所、50町以上100町未満が14カ所、50町未満が25カ所、合計101カ所が第1次の耕作地区域として確定され、41カ所の産地が区域外として廃止された。島根県で耕作地区域として指定された前記16カ村の耕作地は62の産地の中へ編入され、のちほど第

第1表 葉たばこ産地の存廃状況 (明治33年)

区	分	産地数	町村数	反別	人員
存置	100町以上のもの	62	1,546	37,292.4	339,363
	100 ~ 50町	14	117	950.3	18,973
	50町未満	25	198	692.2	32,894
	計	101	1,859	38,934.9	391,230
廃止	支局設定本局にて廃止	15	72	231.0	8,981
	支局及び本局にて廃止	26	590	556.0	29,764
	計	41	662	787.0	38,745
	産地を形成しないもの	—	3,635	2,365.7	135,698
合	計	41	4,297	3,152.7	174,443
総	計	142	6,156	42,087.6	565,673

(註) 煙草専売史第1巻

2種産地として取扱われた。(第1表)

耕作地区域設定初年度(明治34年度)の耕作状況について、専売局第4回年報書の報告をみれば、

「葉煙草耕作ニ関シテハ年々縷述セラルカ如ク生産過剩ノ結果本年度ヨリ耕作反別ヲ制限セラレタルヲ以テ其耕作ヲ為シタル町村ハ一千七百六十五町村ニシテ全国総町村数ニ対シ一割二分余ニ当レリ又耕作ノ許可ヲ与ヘシ反別ハ二万三千八百余町歩ナリシモ検査ノ結果二万二千九百餘町歩トナリ即チ四分一厘ヲ減少セリ更ニ之レヲ制限反別二万六千七百餘町歩ニ比スレハ三千八百餘町歩即チ一割四分余ヲ減少セリ是レ畢竟苗ノ成育不良ニシテ予定ノ反別ニ移植シ得サリシハ其重ナル原因ナリ然レトモ前年蓋作ノ結果不良ノ葉煙草ヲ産出シメニ収支償ハス廃作又ハ減作ヲナセシモノ与テカアルモノ、如シ

……以上ノ事実ヲ前年ニ比スルニ何レモ減少セサルナシ之レ耕作反別ノ制限ニ基因セルモノニ外ナラサルナリ」と記述されている。

5. 区域設定にともなう取締り

耕作地区域が設定される以前にすでに耕作に着手したが、その地域が区域外となった耕作者に対しては、区域設定の趣旨を説明して、耕作届を返戻した。また、すでに播種或いは苗床の設置をした者に対しては、廃止させるか、またはその苗を耕作地区域内の葉たばこ耕作者に譲渡させるように指導した。

地域外の苗床設置に関しては、つぎのような省議が決定された。

専売局報第51号 明治三十四年二月二十三日

決議事項

耕作地域外へ苗床設置ノ件

三十四年二月十四日省議決定

客年十一月勅令第三百九十六号ヲ以テ葉煙草耕作地域

発布セラレタルニ付葉煙草耕作者以外ノ者ニシテ苗販売ノ目的ヲ以テスルモ耕作地域外ニ煙草ノ苗床ヲ設定スルヲ得サルモノトス
密耕作等に関しては嚴重な監視取締りがおこなわれたのであるが、区域外耕作のあとが絶えなかった。専売局報は密耕作に関しつぎのような報告をおこなっている。

葉煙草耕作地区域外密耕作ノ件

太田専売支局ヨリ耕作地区域外密耕作発見ノ件ニ付キ左ノ如ク報告アリタリ

久慈郡東小沢村ニ監視ヲ派シ耕作地ノ所在ヲ捜査セシメタルニ宅地及畑地ニ各一箇所耕作シアルヲ発見セリ(耕作者二名)而シテ耕作地ノ地形一ハ梨畑ヨリ水田中ニ凸出スル約一畝歩ノ地ニシテ周囲ニ蜀黍数畦ヲ繞ラシテ外見ヲ防キアリーハ宅地ノ一隅ニシテ西北ハ竹藪南ハ山薯ニ胡瓜蜀黍等ヲ混栽シ東方物置ト井戸トノ間ヨリ僅カニ圃地ニ入ルコトヲ得ルノミニテ掩護何レモ頗ル巧ナリ又右ノ内一名ノ耕作地発見セラル、ヤ他ノ一名ハ咄嗟ノ間ニ之ヲ拔除シ方言ゾクモ俵ト稱スル麦稈ニ容レ物置ノ一隅ニ隠匿シ或ハ圃場ノ一隅ニ麦稈ヲ以テ蔽ヒ鹿糞ヲ積ミ重ネタル等頗ル巧ミナリシモ探査ノ上之ヲ発見セリ

(註) 明治35年9月13日、専売局報第10号

6. 産地の整理、集団

明治32年、第1回の法改正にともない耕作地区域が設定される時、設定標準によって産地と認めるもの62カ所、標準からはずれているが地方の経済の実情により、にわかには廃絶することのできないもの39カ所、計101カ所が耕作地区域に編入されたことは既述の通りである。

第2の39カ所は、いずれ将来淘汰される地域であり、第1次指定の際区域に編入された地域でも、耕作の盛衰、需要の増減、嗜好の変化、交通の発達等諸条件の変化によって、不適格地として区域外となるかもしれない。反対に、区域外の地域が、新産地として編入されるかもしれないのであって、制度創設当時の指定は決して永久的なものでなかった。

政府の当初の産地政策は、存置された地域については、なるべく耕作地の集団をはかり、零細耕地を整理す

る方針をとった。

明治35年2月、専売局長が定めた産地整理方針の大綱を述べると、

- (1) 35年の反別制限に際して、反別を配当しない町村に対しては将来耕作させない方針をとること
- (2) 35年度に耕作申請をなさなかった大字又は小字に対しては将来なるべく反別を分配しないこと
- (3) 35年に耕作反別を分配しない町村又は大字に対しては十分調査の上、将来産地として見込のないものには、36年度の反別の分配をしないこと
- (4) たとえ集団をなしていても、大産地から遠くはなれ、かつ将来見込のない小産地に対しては消極方針をとり、漸次廃止の方向へもって行くこと
但しこのような小産地に対しては十分調査をなし、意見を具し、あらかじめ局長の承認を得ること

産地整理はこのようにして、耕作反別を内示分配するに当り、適格地に多く与え不適格地に少く分配し、漸次小産地を整理し、大産地に集団させる方針とした。

明治33年に耕作地区域として確定した101カ所について、以上のような方法にしたがって年々廃除をおこない、或いはまた新興産地を加え、39年度には耕作地区域は83カ所に整理された。改廃の経過及び町村数は第2

第2表 葉たばこ産地の整理状況(耕作区域設定後)

年次	産地数	新設		廃止	
		産地名	数	産地名	数
明33	区域設定前	142	—	—	—
	区域設定後	101	—	—	—
34	101	—	—	—	—
35	100	—	—	岐阜	1
36	94	—	—	高須, 上村, 山本(亀岡), 交野, 久米(弓削), 国東(岬)	6
37	92	北海道	1	矢島, 種子島, 大島	3
38	84	—	—	一宮, 人首, 小布施(魚沼(十日町)), 阿下喜, 伊賀(上野), 箱草, 四郷	8
39	83	—	—	北海道	1

(註) 煙草専売史第1巻

第3表 編入及び廃除町村数

	明35年	36	37	38	39
町村数	1,219	1,182	1,128	1,084	1,077
前年ニ比シ廃止数	492	83	82	52	34
新規加入	3	52	29	10	27

(註) 明33, 34年は据置のため加除なし。

煙草専売史第1巻

表, 第3表の通りである。

なお、この83カ所の産地は第1種産地、第2種産地、第3種産地に類別された。米子収納所(明治37年6月、米子専売支局は米子葉煙草収納所と改称されている)管轄の産地は3カ所であり、第2種産地2カ所、第3種産地1カ所である。

- 第2種産地 米子(直轄, 江尾) 飯石(三刀屋)
- 第3種産地 八頭(郡家)

- (註) 第1種産地 積極の方針をとるべき永遠の産地で、将来ますます発展させるもの
- 第2種産地 現状維持の方針をとるべき産地
- 第3種産地 消極の方針をとるべき産地で、将来は廃止するもの

7. 耕作反別及び種類の制限

耕作地区域の制限は、葉たばこを耕作する行政区劃の限界を定めるものであるが、反別及び種類の制限は、この限界内において耕作反別と種類を限定しようとするものであって、のちに創設された耕作の許可制と相まって、葉たばこの需給調整等にきわめて効果的な役割を果たす制度であった。

耕作地区域の設定後においても、耕作反別増加が一般の趨勢となった。それは耕作が依然として申告制をとっていたため、区域内の各町村がきそって耕作面積の増加をおこなったからである。各支局の倉庫には持越品が滞貨し、34年度には600万貫をこえる葉たばこのストックが生じた。このような動向に対し政府は明治34年3月にいたり、法第6条第2項に基く耕作反別の制限を実施することとなった。以後年々、省令をもって各支局管内の町村別に反別の公示がなされ、葉たばこ耕作部門に対する政府の支配統制の第一歩が発足したのである。

大蔵省令第一号

葉煙草専売法第六条第二項ニ基キ明治三十四年ニ於ケル葉煙草耕作反別左ノ通之ヲ定ム

- 専売局管内耕作反別 二百八十一町歩以内
- 水戸専売支局 同上 六百四十九町歩以内
- 太田専売支局 同上 千二百五十八町歩以内
- 秦野専売支局 同上 千四百三十一町歩以内
- 名古屋専売支局 同上 九百五十四町歩以内
- 大阪専売支局 同上 七百町歩以内
- 高梁専売支局 同上 八百二十二町歩以内
- 府中専売支局 同上 千百三十九町歩以内
- 米子専売支局 同上 五百九十八町歩以内
- 池田専売支局 同上 千五百二十三町歩以内

(註) 主なるもののみ、他は省略

耕作反別の制限と併行して葉たばこの種類も制限されることとなった。自由耕作時代の種類は、ほとんど無数といっても過言でなく、これをそのまま放置するとき、葉たばこ専売の確立に一大障害をもたらすものであった。例えば、葉たばこの収納にあたって、全国一率の等級区分を設けることができず、専売制発足当初の適用価格の数は実に8,000を越えたといわれている。等級の

整理統一のために、葉たばこ種類の整理制限は早急を要する問題であった。

種類制限の具体的方法は、耕作申請前において町村、農会、耕作組合等を通じ適当な種子を耕作者へ配布する手段をとり、間接に整理をおこなうこととした。

明治34年、政府がおこなった葉たばこ種類の存廃調査は第4表の通りである。

第4表 葉たばこ種類の存廃調査 (明治34年、米子支局管内)

区分	告示種名	存置種名	明年ヨリ 廃止	漸次廃止	理由
米子	米子	国分	島	大	島葉以下三種ハ品質悪シク将来見込ナキニ付廃止ノ支局意見ニ同意ス、又日野葉、大葉種ヲ廃止シ有福種ヲ存置スル理由ハ江尾ノ部ニ同シ 剣先種ハ僅少ナル耕作ニ付支局ノ廃止セントノ意見ニ同意ス支局ハ有福種ヲ廃止シ立、大葉種ヲ存置セントスル意見ナレトモ本局ハ有福種ハ品質佳良ニ付立葉種ト共ニ之ヲ存置シ大葉種ヲ廃止セントス 支局ハ在来併種ハ品質粗悪ニ付廃止シ漸次国分種ニ改メントスルノ意見ナルモ其結果如何ニヨリ存廢ヲ決スヘキモノニ付姑ク在来併種ノ儘トス
郡家	八東	有立	花知	一	
江尾	日野	丸立	達磨	大	
三刀屋	中野	有立	劍先	一	国分

(註) 煙草専売史第1巻

8. 法の第2次改正

明治34年、政府は葉煙草専売法の第2回改正をおこなった。改正の目的は主として葉たばこの密売買の防止である。現行法の規定不備から生じる密売買の風習は年々増大し、政府の専売収入は常に予定額を下廻った。そのうえ、葉たばこの市場価格は混乱し、正当業者のこうむる損害も莫大なものとなった。

密売買の発生する原因は、政府が葉たばこの収穫予定数量を完全に把握していないところにあった。すでに耕作地区域、耕作反別及び種類の制限が実施されていたが、これだけでは十分な効果を期することができないのであって、犯罪行為を絶滅するためには、従来の耕作申告制を許可制に改めることが必要であるとされた。

明治34年4月8日、法律第24号をもって公布された第2次改正法のうち、耕作の許可制を規定した条項のうち主なるものを掲げる。

第五条 政府ハ予メ葉煙草耕作地ノ区域耕作反別及葉煙草ノ種類ヲ定ムルコトヲ得

但シ官費又ハ公費ヲ以テスル葉煙草耕作地ハ此ノ限ニ在ラス

第六条 葉煙草ヲ耕作セムトスル者ハ毎年煙草苗床ノ位置及坪数煙草耕作地ノ位置及段別煙草ノ種類本数乾燥場及貯蔵場ヲ定メ政府ニ申請シ許可ヲ受クヘシ若クハ変更シ又ハ耕作ヲ廃止セムトスルキ亦同シ

第六条ノ二 葉煙草耕作者ハ政府ノ定ムル方法及手續ニ依リ耕作ヲ完成スル義務ヲ負フ

第六条ノ三 政府ハ収穫前ニ於テ葉煙草ノ収穫量目又ハ葉数ヲ査定ス

前項査定ノ場合ニ於テハ煙草耕作者ハ之ニ立会フヘシ若シ立会ハサルトキハ其査定ニ対シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第六条ノ五 葉煙草耕作者正当ノ事由ナクシテ政府ノ査定若ハ決定シタル量目又ハ葉数以上ノ葉煙草ヲ納付セサルトキハ政府ハ其不足額ニ対シ其年ニ於ケル近傍類似煙草耕作地ノ葉煙草生産額及之ニ対スル賠償価格ニ相当スル金額ヲ納付セシムルコトヲ得

9. 耕作許可制の確立

法の第2次改正により、葉たばこの耕作は反別、種類だけでなく、耕作地の位置、苗床の位置、坪数、乾燥場、貯蔵場にいたるまで政府に申請して許可を得ることとなった。同時に葉たばこの収穫量目又は葉数を収穫前に査定することとなり、耕作者が正当な理由なしで、査定量目又は葉数を納付しないときは、不足額に対し賠償価額相当の納付金を納めることとした。さらに各種の違反行為に対しては厳重な罰則をもってのぞむこととなった。ここに葉たばこ耕作の許可制度が確立し、明治34年4月22日、大蔵省令第4号をもって新しい葉煙草専売法施行細則が公布された。

(第三面)	計									
	領収月日	一月二十八日	包数	一七三八貫一〇〇	目	葉	数	九五、八三〇	賠償金	二七四五七七
	納付葉煙草領収									

(第四面)

注意

- 一 耕作許可条件ノ変更ヲ申請スル場合ニハ其申請書ヲ添付スヘシ
- 二 葉煙草收穫高ハ査定ノ際当該官吏ニ本証ヲ提示シ其ノ葉數ノ記入ヲ受クヘシ
- 三 納付ノ為メ葉煙草ヲ運送スルトキハ本証ヲ携帯スヘシ
- 四 葉煙草納付ノ際ハ実印携帯シ本証ヲ提出シ其量目賠償金等ノ記入ヲ受クヘシ
- 五 葉數異議申立ノ節ハ本証ヲ提出シ其決定葉數ノ記入ヲ受クヘシ
- 六 本証ハ専売官吏臨檢ノ際何時ニテモ提出シ得ル様保管シ置クヘシ

10. 反別制限及び耕作許可制の效果

葉煙草専売法第1次改正後、政府は耕作地区域を設定し、反別及び種類制限を実施したが、法第2次改正によって、耕作許可制を確立し、主産地重点主義の方針を強化した。そのため、一時は6,500を越えた耕作町村数が36年度には1,200に激減し、耕作人員も、32年度に60万近くであったものが、36年度には24万と半数以下に減少した。しかるに1人当耕作個所数は32年の2.02に対し36年の3.16、1人当耕作反別は0.713反から1.215反と増加している。いうまでもなく主産地重点政策の滲透の結果

である。

明治35年の耕作事情を述べた専売局第5回年報書は「……以上ノ事実ヲ前年度ニ比スレハ耕作町村數ニ於テ五百余箇町村、耕作人員ニ於テ三万百余人ヲ減少シタルニモ拘ハラズ耕作反別及株數葉數見込量目等何レモ増加セルハ耕作反別制限ノ結果ニ基因スト雖トモ又小耕作者ノ減少与テカアルモノ、如シ故ニ平均一人当耕作反別ハ一反一畝九歩ニシテ前年ニ比シ一畝二十五歩ヲ増加セルカ如キ之レヲ証スルニ足ラム……」と報告している。

葉煙草専売法実施以後における耕作反別等の推移を第5表に示す。

第5表 専売法実施以後の耕作反別等の推移

年次	耕作町村数	耕作人員	耕作個所数	耕作反別			一人当			一個所当
				制限	許可	検査	耕作個所	莖床坪数	耕作反別	耕作反別
				町	町	町	反	坪	反	反
明31	5,780	347,254	689,440	—	27,088	26,276	1.99	—	0.717	0.324
32	6,597	568,895	1,147,231	—	42,865	42,220	2.02	—	0.713	0.320
33	5,167	418,992	945,331	—	38,450	37,469	2.26	—	0.828	0.329
34	1,765	242,375	626,958	26,752	23,875	22,903	2.59	4.58	0.914	0.320
35	1,244	212,184	672,116	27,048	24,810	23,946	3.10	6.00	1.109	0.319
36	1,229	240,837	762,196	36,027	30,614	30,076	3.16	6.20	1.215	0.328

(註) 専売局年報書第1回~第6回

11. 島根県葉たばこ耕作の衰退

すでに述べた通り、明治33年11月葉たばこ耕作地区域が勅令で公布されたとき、島根県では八東、大原、仁

多、飯石の4郡にわたって、16カ村が第1次の指定を受け、前掲第1表における100町以上の集団産地62の中へ編入された。ただし、これらの耕作地は「耕作地区域設定標準」の要件を充分満たしていないので、第2種産地

として取り扱われ、現状維持のまま、積極的な育成方策はとられなかった。

第2種産地は、急激に耕作廃止をすると、その地方の農村経済に打撃をあたえるおそれがあるので、当分は区域中に編入して置き、将来徐々に廃止の方向へもって行くとする地区である。このような政府の対産地政策は、葉たばこが他の農作物とちがって、専売制のもとにある作物であるから、きわめて明確に実施することができたのである。即ち具体的には、大蔵省令による毎年の耕作反別の公示によって、積極的に耕作を拡張して行く地域と、現状維持の地域と、なるべく速かに耕作を廃止しようとする地域とが区分されたのである。

島根県の16カ村の明治36年度における公示総反別は152町であるが、飯石郡中野村が32町で最大、多根村の19町、田井村の16町がこれについている。37年度には、掛合村が公示からはずされて15カ村となり、総反別は117町に減少した。38年にはふたたび16カ村が指定され、以後40年度まではこれら16カ村で120~130町の耕作が維持されているが、41年度は八東郡波入村、二子村が公示からはずれ、総反別は89町に減少した。42年度はさらに仁多郡布勢村、温泉村が脱落し、反別は急に43町に低落した。43年度には前記4カ村に加えて飯石郡三刀屋村、一宮村、掛合村が公示されず、耕作地は9カ村と激減した。この年に10町以上の公示を受けた村は飯石郡中野村だけで、他はいずれも2~3町という零細面積であった。44

年にいたっては、耕作地はわずか8カ村と半減し、総反別は31町で、36年当時の4分の1弱に衰退した。明治45年度以降、島根県には省令による反別公示がおこなわれず、葉たばこ耕作は完全に消滅したのである。なお、44年までの制限種類は米子葉及び中野葉の2種類であった。ただし、米子葉は八東郡波入村、二子村の2カ村においてのみ耕作され、他の地区ではすべて中野葉であった。明治37年度以降44年度までの公示反別の最高は40年度の132町である。

公示反別は上述の通りであるが、実際に耕作された面積はさらにこれを下廻り、明治36年度の実績は約80町で、公示152町の52%にすぎない。自由耕作時代の面積は300町以上と推定されるが、これにくらべると甚しい後退である。とくに八東郡波入村のごときは、10町の公示に対しわずか2.3反を耕作した程度である。このような衰退の理由は、当時の新興商業作物、ことに養蚕の台頭と関連するものであることは別稿において考察した通りである。以上(35.1.15)

参 考 文 献

- (1) 専売局：煙草専売史 第1巻 1915
- (2) 近藤康男：煙草専売制度と農民経済 1948
- (3) 安達・中尾・武内：島根県たばこ耕作史 1959

※ 島根県たばこ耕作史(昭和34年)